

【参考1】米露首脳会談後の共同声明（関連部分）

1．米露関係一般に関する共同声明

- (1) 我々は、核兵器不拡散条約（NPT）第6条に基づき、共にその義務に向け努力し、世界に存在する核兵器数を削減することにおいてリーダーシップをとることに合意した。我々は、核のない世界を実現することにコミットするとともに、その長期的な目標のために軍備管理や紛争解決手段が重要であり、関係国すべての履行が求められる。我々は、第一次戦略兵器削減条約（START）に代わる新たな法的拘束力を有する条約として、着実に新たに検証可能な戦略攻撃兵器の削減を追求することで合意した。我々は、交渉担当者に対し、直ちに新条約に関する交渉に入り、7月までに新条約に向けた作業において達成された結果につき報告をするよう指示を出している。
- (2) 核不拡散・核軍縮に関する主要な措置として、我々はCTBTの発効の重要性を理解している。この観点から、オバマ大統領は米国の同条約批准に向けた作業をコミットした。

2．戦略攻撃兵器の更なる削減の交渉に関する共同声明

- (1) 新たな条約の目的は戦略攻撃兵器の削減と制限である。
- (2) 将来の条約において、締約国は戦略攻撃兵器の過去最低レベルを追求することとし、それは現在なお効力を有する2002年のモスクワ条約以下の水準となる。
- (3) 新たな条約は、締約国の安全保障と戦略攻撃力の予見可能性及び安定性を相互に強化し、START 実施の経験を踏まえた効果的な検証措置も含まれる。

【参考2】第1次戦略兵器削減条約（START）

1．第1次戦略兵器削減条約（START）は、条約発効の日から7年間（2001年まで）に、米露両国について、戦略攻撃兵器をそれぞれ削減することを規定（運搬手段：1600基・機、配備核弾頭数：6000個、弾道ミサイル弾頭：4900個）。本年12月5日に失効予定。詳細な検証・査察規定を有している。

2．START が本年12月に失効するため、米露間でその後継文書について協議が行われてきたところである。

【参考3】モスクワ条約

- (1) 2012年までに、米露の配備された戦略核弾頭を1700～2200に削減。戦略攻撃兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV（個別誘導複数目標弾頭）の保有等については規制なし）。
- (2) 検証措置について、独自の規定はなく、START の規定を準用。

【参考4】包括的核実験禁止条約（CTBT）

1996年に署名開放され、現在、署名国は180か国、批准国は148か国。発効要件国44か国（含む5核兵器国）のうち、米を含む9か国が未批准（米、中、イスラエル、エジプト、イラン、インドネシア、印、パキスタン、北朝鮮は署名すらもしていない）。

（了）